

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により 小選挙区選出議員選挙
投票用紙及び
比例代表選出議員選挙の投票用紙及び
最高裁判所裁判官国民審査
投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

令和 8 年 月 日

氏 名

桜川市選挙管理委員会委員長

小林 武廣 殿

備 考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 4 投票用紙及び投票用封筒を請求しない選挙名が請求文に記載されている場合は二重線で消して使用すること。